

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険証(被保険者証)の一斉更新について ～

■ 保険証が新しくなります(黄色→水色)

現在、ご使用の黄色の保険証の有効期限が令和6年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら水色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、令和7年7月31日です。
- 保険証が廃止される令和6年12月1日までは、紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、鶴居村役場住民生活課後期高齢医療担当までお申し出ください。



新しい保険証は水色です

■ 減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)、限度証(限度額適用認定証)も新しくなります(黄緑色→橙色)

現在、ご使用の黄緑色の減額認定証及び限度証の有効期限が、令和6年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は、7月中に減額認定証及び限度証を交付しますので、8月1日からは橙色の減額認定証及び限度証をご使用ください。新たに必要となる方は、次の交付要件に該当することをご確認の上、鶴居村役場住民生活課後期高齢医療担当へ申請してください。

※有効期間は1年間です。

◆減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区 分 Ⅱ	○ 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区 分 Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	○ 世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金控除は80万円を適用 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除
	○ 老齢福祉年金を受給されている方



◆限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠ、または現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方



新しい減額認定証及び限度証は橙色です

